

令和4年由仁町議会第2回臨時会 第1号

令和4年5月17日（火）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1、会務報告
 - 2、例月出納検査報告
- 4 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
(由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 5 承認第 2号 専決処分した事件の承認について
(令和3年度由仁町一般会計補正予算について)
- 6 議案第 1号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 7 議案第 2号 由仁町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について
- 8 議案第 3号 由仁町公営住宅中央団地建設工事請負契約の締結について

○出席議員（10名）

議長 10番	熊 林 和 男 君	副議長 9番	後 藤 篤 人 君
1番	大 畠 敏 弘 君	2番	羽 賀 直 文 君
3番	早 坂 寿 博 君	4番	加 藤 重 夫 君
5番	浮 田 孝 雄 君	6番	佐 藤 英 司 君
7番	平 中 利 昌 君	8番	大 竹 登 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	田	中	宣	行
代	表	監	吉	田	弘	幸
總	務	課	河	合	高	弘
地	域	活	青	山	裕	志
住	民	課	中	道	康	彦
産	業	振	関	澤	和	之
保	健	福	野	島		健
建	設	水	岩	花		司
会	計	管	山	影	寿	幸
町	立	診	桐	越	佳	世
教	育	課	大	塚	郁	代
農	業	委	青	木	祐	次
員	会	事				君
務	務	局				君
長						君

○出席事務局職員

局		長	泉	陵	平	君
主		査	濱	道	義	継
主		事	清	水	香	葉

◎開会 午前 9時35分

◎開会の宣告

○議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は全員出席です。

よって、令和4年由仁町議会第2回臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（熊林和男君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番 早坂君、4番 加藤君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（熊林和男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定をいたしました。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時36分

再開 午前 9時36分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（熊林和男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から令和3年度2月分、3月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 承認第1号

○議長（熊林和男君） 日程第4、承認第1号 専決処分した事件の承認について（由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 承認第1号、由仁町税条例の一部を改正する条例を専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を得ようとするものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（中道康彦君） 承認第1号、専決処分した由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明をいたします。

このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行ったものであり、令和4年4月1日の施行日に間に合わせるため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものであります。

説明は新旧対照表で行いますが、改正内容を簡略化して一覧にしたものを承認第1号資料1としてお手元に配付しておりますので、併せて御覧ください。

それでは、承認第1号資料2の新旧対照表を御覧願います。右側が改正前、左側が改正後であります。

第34条の7は、寄附金税額控除で、第1項第1号オにおいて控除の対象となる公益社団法人及び公益財団法人のほか、公益法人制度改革前に規定されておりました公益の増進に著しく寄与する民法法人を含むこととされていた経過措置が終了したことから、当該文言を削除するものであります。

2ページをお開き願います。第48条第9項及び同条第15項は、法改正に伴う項ずれを整理するものであります。

第73条の2は、固定資産課税台帳の閲覧の手数料で、固定資産課税台帳の閲覧において生命または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合、その他閲覧に供することが適当でないと認められる場合には省令で定める措置を講じたものを閲覧に供するというただし書の規定を含むこととする改正であります。

3ページをお開き願います。第73条の3は、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料で、第73条の2の固定資産課税台帳の閲覧と同様の措置を証明書の交付においても規定するものであります。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告で、第7項に規定する熱損失防止改修、いわゆる省エネリフォームに太陽光発電装置などの設置工事も対象とするなどの拡充が行われたことから、熱損失防止改修住宅を熱損失防止改修等住宅に、熱損失防止改修専有部分を熱損失防止改修等専有部分に、熱損失防止改修工事を熱損失防止改修工事等に改めようとするものであります。

第9項につきましても、第7項と同様であります。

4ページをお開き願います。附則第12条は、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例で、住宅用地以外の宅地である商業地等における令和4年度及び5年度の課税標準額の算定において前年度課税標準額に当該年度評価額の100分の5を乗じて得た額を加算するとされていたものについて、令和4年度にあつてはその加算割合を100分の2.5とする旨改正するものであります。

5ページをお開き願います。附則として、第1条は施行期日で、この条例の施行日を令和4年4月1日とするものであります。

第2条は、固定資産税に関する経過措置で、改正後の条例は令和4年度以後の固定資産税に適用することとし、令和3年度分まではなお従前の例によるものとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号 専決処分した事件の承認について（由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について）は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定をいたしました。

◎日程第5 承認第2号

○議長（熊林和男君） 日程第5、承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和3年度由仁町一般会計補正予算について）を議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 承認第2号、令和3年度由仁町一般会計補正予算を専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、地方交付税及び地方消費税交付金など歳入の確定に伴うものであります。歳入が確定したことによりまして、歳出は財政調整基金積立金及びふるさと基金積立金を増額するものであり、承認第1号と同様の理由により、議会の承認を得ようとするものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和3年度由仁町一般会計補正予算について）は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認することに決定をいたしました。

◎日程第6 議案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第6、議案第1号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、期末手当の支給率を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 総務課長

○総務課長（河合高弘君） 議案第1号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明を申し上げます。

このたびの改正内容でございますが、昨年8月10日に勧告がありました令和3年人事院勧告に基づき、国の取扱いに準じたいわゆる国公準抛の考え方にに基づきまして、議会議員の期末手当の支給月を6月期、12月期でそれぞれ0.075月、年間で0.15月引き下げようとするものであります。これに加えて、昨年政府は令和3年人事院勧告に基づく法改正を実施しないこととしたため、令和3年分の引下げ相当額は令和4年、本年6月の期末手当で減額調整するという閣議決定しております。この閣議決定に基づき、国家公務員の給与に関する法改正の整備も本年4月に既に終えていることから、当町も附則において同じく国の考え方にに基づき、令和3年12月に支給された期末手当に所定の率、0.15月を乗じた額を令和4年6月に支給する期末手当から減額調整をしようとするものであります。

詳しい内容につきましては新旧対照表で説明をしますので、議案第1号資料を御覧ください。右側が現行の条例、左欄が改正案となっております。

第4条の2は、期末手当の規定で、第2項の下線部分、100分の222.5から100分の7.5を差し引いた100分の215を改正後の期末手当の支給率とするものであります。

附則第1項であります、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

第2項は、昨年人事院勧告を実施した場合における減額分として、令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じて得た額を令和4年6月に支給する期末手当から減ずる調整をしようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号

○議長（熊林和男君） 日程第7、議案第2号 由仁町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第2号 由仁町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、議案第1号と同様に、町長、副町長及び教育長並びに職員の期末手当の支給率を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 総務課長

○総務課長（河合高弘君） 議案第2号 由仁町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、内容の説明をいたします。

改正の内容につきましては、議案第1号と同様に、令和3年人事院勧告に基づき、町長、副町長、教育長及び職員の期末手当の支給月を引き下げようとするものであり、加えて附

則において令和3年12月に支給された期末手当に所定の率を乗じた額を令和4年6月に支給する期末手当から減ずる調整をしようとするものであります。

内容につきましては新旧対照表で説明しますので、議案第2号資料を御覧ください。右側が現行の条例、左側が改正案となっております。

第1条関係は町長及び副町長に関する期末手当の支給月の改正で、第2条関係は教育長に関する期末手当の支給月の改正となっております、いずれも100分の222.5を100分の215に改めようとするものであります。

第3条関係は、職員に関する改正であり、期末手当の支給月を職員については100分の127.5から100分の120へ、2ページをお開きください。再任用職員については100分の72.5を100分の67.5へ改めようとするものであります。

第4条関係は、会計年度任用職員に関する改正であり、同じく期末手当の支給月を100分の127.5から100分の120へ変更しようとするものであります。

3ページをお開きください。附則。第1項であります、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

第2項は、令和3年12月に支給された期末手当の額に令和3年人事院勧告に基づき算出された率を乗じた額を令和4年6月に支給する期末手当から減ずる調整をしようとするものであり、町長、副町長、教育長については222.5分の15、再任用以外の職員については127.5分の15、再任用職員については72.5分の10を減額調整しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 由仁町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第3号

○議長（熊林和男君） 日程第8、議案第3号 由仁町公営住宅中央団地建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第3号 由仁町公営住宅中央団地建設工事請負契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

由仁町公営住宅中央団地建設工事につきましては、4月25日に入札を執行いたしました。その結果契約の相手方が決まりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、提案したところであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 建設水道課長

○建設水道課長（岩花 司君） 議案第3号 由仁町公営住宅中央団地建設工事請負契約の締結について、内容の説明をいたします。

この契約は、令和3年度一般会計繰越明許及び令和4年度一般会計予算に措置しておりました町営住宅の建設について次のとおり工事請負契約を締結しようとするものであり、法令の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、由仁町公営住宅中央団地建設工事です。契約の方法は、別紙議案第3号資料のとおり4者による指名競争入札で、第1回目の落札です。契約の金額は2億3,573万円です。契約の相手方は、菱中・伊藤経常建設共同企業体、代表者、苫小牧市錦町2丁目6番22号、菱中建設株式会社苫小牧本店常務取締役本店長、岩谷高志です。

この工事は、公営住宅等長寿命化計画に基づき建設するもので、工事概要につきましては、鉄筋コンクリート2階建て、延べ床面積627.15平方メートル、1棟8戸の共同住宅で、部屋の間取りは11.2畳の居間兼食事室兼台所1部屋と7.3畳の洋室1部屋と6.3畳の洋室1部屋の2LDKが4戸、11.2畳の居間兼食事室兼台所1部屋と7.3畳の洋室1部屋の1LDKが4戸の住宅であります。

なお、落札率でございますが、98.9%となっております。

議決をいただきましたら直ちに本契約を締結し、完成は令和5年2月10日を予定しております。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 由仁町公営住宅中央団地建設工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（熊林和男君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

令和4年由仁町議会第2回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

◎閉会 午前10時09分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長 熊 林 和 男

3 番議員 早 坂 寿 博

4 番議員 加 藤 重 夫